

## 期間業務職員の募集について

内閣府大臣官房企画調整課では、期間業務職員の募集を行います。

### 1. 採用予定官職

期間業務職員（大臣官房企画調整課）

※非正規雇用

### 2. 業務内容

大臣官房企画調整課（本室）では以下のような業務を行っています。

- ・ 内閣府の所掌する政策のとりまとめ・協議窓口
- ・ 内閣府の税制改正要望のとりまとめ
- ・ 税制調査会など各種審議会の運営

### 3. 職務内容

一般事務

具体的には、PCを使った資料作成、資料管理、資料受取・発送、電話・来客対応、メール送受信、簡単な清掃、室内の備品・消耗品の管理、その他常勤職員の補助事務的な業務を担当していただきます。

### 4. 募集人数

1名

### 5. 募集対象

(1) 高等学校卒業又はこれと同等以上の学力を有すると認められる方

(2) 基礎的なPC操作が可能な方（Word、Excel、メール等）

なお、以下に該当する方は、今回の募集に応募できません。

○日本国籍を有しない者

○国家公務員法第38条の規定により国家公務員になることができない者

○平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

### 6. 採用予定日、雇用期間

(1) 採用予定日

令和8年4月1日

(2) 雇用期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日（採用後、1ヶ月間は条件付採用期間）

※勤務成績等により再採用されることもあります。

## 7. 納入

### (1) 日給

11,190円～14,190円

上記の金額は、法律等の改正及び施行に伴って変更する場合がありますので、御承知置きください。

### (3) 諸手当

通勤手当（給与法及び人事院規則等の規定により算定した額を支給、定期券にあっては原則として6箇月定期券分を支給、マイカー通勤は不可）

住居手当（月額28,000円以内、支給条件に該当する者のみ）

上記の金額は、法律等の改正及び施行に伴って変更する場合がありますので、御承知置きください。

### (4) 超過勤務手当

実績に応じて超過勤務手当が支給されます。

### (5) 賞与

一定の条件を満たした場合、賞与が支給されます。（年2回（6月及び12月））

### (6) 支払日

原則毎月16日（給与期間（月の初日から末日まで）の勤務実績に基づき、翌月の16日に支給）

## 8. 退職手当

一定の条件を満たした場合、国家公務員退職手当法が適用され退職手当が支給されます。

## 9. 加入保険等

雇用保険、健康保険（国家公務員共済組合制度（短期給付））、厚生年金保険に加入。

※国家公務員退職手当法が適用された場合、雇用保険は適用除外となります。

※再採用により一定条件下で1年を超えて勤務した場合、厚生年金保険は国家公務員共済組合制度（長期給付）への加入に切り替わります。

## 10. 身分・服務

国家公務員法を適用（非常勤職員）

## 11. 勤務時間・休暇

### (1) 勤務時間

原則として午前8時30分～午後5時15分（正午から午後1時までの60分間は休憩時間）（土、日、休日を除く。必要に応じ超過勤務あり。）

なお、組織の業務の都合により、所定勤務時間を変更する場合があります。

### (2) 休暇

年次休暇10日（採用日より付与。再採用時に繰越可）

夏季特別休暇3日間（7月～9月の間に取得可能。）

## 1 2. 勤務地

内閣府大臣官房企画調整課

東京都千代田区永田町1-6-1 中央合同庁舎第8号館

**※中央合同庁舎8号館へは、内閣府庁舎から連絡通路を経由して入館してください。**



## 1 3. 応募方法

### (1) 提出書類

履歴書（市販のもので可、写真貼付、日中の連絡先、メールアドレスも必ずご記入ください）、職務経歴書

### (2) 提出方法

郵送（封筒表面に「期間業務職員 応募書類」と朱書きの上、送付してください）  
※持込不可

### (3) 提出先

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1

内閣府大臣官房企画調整課 庶務担当

### (4) 提出締切り

令和8年1月29日（木）必着

※選考は順次行い、提出期限内であっても採用者が確定次第、締め切らせていただきます。

## 1 4. 選考方法

1次選考 書類審査

## 2次選考 面接

※書類審査（1次選考）の結果、面接（2次選考）を行うこととなった方のみ、

面接（2次選考）の日時、場所等をご連絡させていただきます。

※応募書類は返却いたしません。（責任廃棄いたします）

## 15. 問合せ先

内閣府大臣官房企画調整課 庶務担当

電話 03-5253-2111（内38114）

## 16. その他

採用後は、「マイナンバーカード」を身分証として使用することとしていますので、  
あらかじめ同カードの取得を行う必要があります。